

3 経営状況のまとめ・主な経営課題・今後の対応・今後の料金

(1) 経営状況のまとめ

【概　　況】

＜収益の動向＞

平成 5 年度以降料金を据え置いていること、また給水事業所の廃止・撤退などによる契約水量の減少により、総収益の 8 割を占める給水収益（料金収入）は年々減少が続いている。

＜費用の動向＞

総費用は平成 20 年度以降、前年度比で減少傾向である。費用の中核を占める維持管理費は、委託料の増加に伴い、平成 26 年度と比較して増加した。減価償却費は会計基準の見直しにより平成 26 年度は増加したが概ね横ばい、支払利息は減少を続けている。

＜利益の動向＞

平成 12 年度以降は各年度とも単年度利益を計上しているが、近年は費用削減や水道用水供給事業への長期貸付による内部留保資金の有効活用により収益を確保し、給水収益の減少分を一部補てんする傾向にある。

平成 27 年度も黒字となっているが、この中には現金収入を伴わない長期前受金戻入も入っている点に注意が必要である。

＜財務状況の動向＞

企業債残高は年々減少しており、財務内容の健全化が進んでいる。

＜経営全体の評価＞

現時点の経営は、上記動向を総合的に判断すると、経営に大きな打撃を与える問題点は認められないため、おおむね順調に推移していると判断できる。

＜収益の動向＞

- 契約水量は、給水事業所の廃止・撤退や水使用の合理化による減量などにより、昭和 57 年度をピークとして減少に転じており、直近 10 年間では前年度比平均 1.21% 減少している。
- 平成 27 年度の契約水量の落ち込みは、大口給水事業所の撤退や減量がなかったため、落ち込み幅は比較的小さかった。（前年度比 平成 24 年度：▲0.5%、平成 25 年度：▲0.5%、平成 26 年度：▲0.8%、平成 27 年度：▲0.7%（閏年換算後））
- 施設利用率（57 頁参照）は、施設利用の効率性を判断する経営指標であるが、契約水量の減少に応じて配水量も減少しているため、年々低下している。
- 給水収益（料金収入）は総収益の約 8 割を占めており、平成 27 年度は前年度比 0.01 億円減少の 16.53 億円であった。給水収益は、平成 5 年度以降料金を据え置いているため、契約水量に比例して減少が続いているが、平成 20 年度との比較では 1.69 億円減少（▲9.3%）するなど、各年度の単年度利益に影響を及ぼしてきた。
- 給水収益の減少を一部補填するため、平成 18 年度から水道用水供給事業へ内部留保資金の長期貸し付けを行い、受取利息の確保に努めている。

なお、この貸付金の原資は、各年度の単年度利益のほか、平成 11 年度の水道用水供給

事業への水源転用（57 頁参照）に伴う資産売却益などを活用している。

<費用の動向>

- 平成 27 年度総費用額は、前年度比 0.75 億円減少の 15.3 億円となり、給水原価（60 頁参照）は 18.14 円（前年度：17.53 円）に増加した。
- 維持管理費は主に委託料が増加したため、平成 27 年度は平成 26 年度に比べ 0.64 億円増加し 9.13 億円となり、総費用の 59.7% を占めている。
- 減価償却費は、平成 25 年度までは減少傾向であったが、平成 26 年度の会計基準の見直し（みなし償却制度の廃止）により増加した。減価償却費は 5.44 億円で総費用の 35.6% を占めている。施設・設備の経年化・老朽化が進んでおり、今後は、施設・設備の更新、耐震化事業を進めていくと、減価償却費は段階的に増加し経営に影響を及ぼす見込みである。
- 施設の撤去については、資産減耗費（固定資産除却費）で対応する。平成 27 年度は 16 万円であったが、今後は大規模な施設の撤去を予定しており、資産減耗費（固定資産除却費）が増加し、収支が悪化する見込みである。当面の増加要因としては、大久保浄水場排水処理施設、沈でん池、柿木浄水場排水処理施設、使用しなくなった管路などの撤去費用などである。
- 支払利息は年々減少しており、平成 27 年度は 0.39 億円で総費用の 2.5% を占めている。主な減少要因は次のとおりである。
 - ①新規企業債の発行中止（平成 12 年度～）による企業債残高の年々の減少
 - ②過去 4 回の企業債繰上償還の実施（平成 11 年度、平成 17 年度、平成 19 年度及び平成 22 年度）

<利益の動向>

- 平成 12 年度以降は各年度とも単年度利益を計上しているが、近年の利益は費用削減や水道用水供給事業への長期貸し付けによる内部留保資金の有効活用により、収益を確保し、給水収益の減少分を一部補てんする傾向にある。
 - 平成 27 年度は、平成 26 年度と比較して 0.78 億円減少の 4.18 億円となった。これは総費用は減少したものの、営業外収益や特別利益等の減少により総収益が減少したことによる。
 - 営業収支比率や経常収支比率（66 頁参照）は、いずれも収益性を判断する経営指標であるが、収益拡大及びコスト縮減の取り組みを進めていることから、平成 27 年度も評価基準（100%以上）を上回っており、現時点で収益性は確保している。
- 今後は給水収益の減少に伴い、これらの比率は減少していくことが見込まれる。

（参考）収益拡大及びコスト縮減の取り組み（効果額【今後の見込額含む】は取組年度の合計額）

項目	効果額	備考
水道用水供給事業会計への資金貸付けによる受取利息の確保	4億3,247万円	(H19～H27)
	3,304万円	(H28～H36)
柿木浄水場管理運営包括委託の実施による維持管理費の縮減	14億2,541万円	(H17～H27) 【基準年:H13】
平成17, 19, 22年度企業債繰上償還による支払利息の負担軽減	9,790万円	(H17～H30)

<財務状況の動向>

- 平成 27 年度末企業債残高は、9.57 億円（前年度比▲1.40 億円）であり、平成 10 年度の 93.09 億円と比べて約 10 分の 1 となっている。この残高は年間給水収益を 6.96 億円下回る額であり、負債・資本に占めるその割合は 3.7%（前年度 4.3%）と低位で推移していることから、財務内容の健全化は年々進んでいると判断できる。

- 自己資本構成比率（71 頁参照）は、外部負債への依存度を判断する経営指標であるが、企業債残高が年々減少している結果、健全性を維持している。一方、この指標とは逆の動きを示す固定負債構成比率（71 頁参照）は、低下傾向（＝改善）である。
- 自己資本構成比率は、固定負債構成比率を上回り少なくとも 50%以上あることが望ましいとされるが、平成 27 年度は 91.8%であり極めて高い率を維持しているため、本県の財務内容は現時点では健全性が高いと判断できる。また、全国平均や群馬県及び大阪（企）と比較しても相当程度高い率となっている。
- 企業債等元金償還金対減価償却額比率（68 頁参照）は、外部負債に対する債務償還能力を判断する経営指標であるが、平成 20 年度以降、評価基準（100%未満）を大きく下回る数値で推移している。この結果、企業債の元金償還金の返済財源は、各年度の減価償却費の活用で対応できており、その残額は内部留保資金の蓄積に寄与しているため、本県の債務償還能力は現時点では極めて高いと判断できる。また、全国平均や群馬県及び大阪（企）と比較しても相当程度低い率となっている。
- 流動比率（70 頁参照）は、日々の資金繰りに問題がないかを判断する経営指標であるが、一般的に妥当とされる基準（200%）を極めて大きく上回る 2,546.8%を確保しているため、日々の資金繰りは現時点では問題ない。

＜経営全体の評価＞

- 現時点では、収益の柱となる給水収益が年々減少しているが、収益拡大及びコスト縮減の取り組みや支払利息がおおむね減少しているため、直近 5 年間では 3.9 億円から 4.9 億円の利益を確保している。また、財務の状況についても、経営に大きな影響を与える問題点は認められないため、おおむね順調に推移していると判断できる。

（2）主な経営課題

- ① 契約水量減少に伴う経営変動リスク
- ② 老朽化施設・設備、管路の更新、耐震化事業に伴う減価償却費の増加、撤去に伴う固定資産除却費の増加
- ③ 契約水量と実使用水量のかい離

①契約水量減少に伴う経営変動リスク

- 契約水量は、節水や生産ラインの合理化や給水区域の宅地化に伴う工場の移転等により今後も減少が続くと見込んでいる。本事業は、水道用水供給事業と比較するとその規模が 20 分の 1 程度と極めて小規模であるため、今後の契約水量の動向次第では経営状況が短期間で大きく変動するリスクがある。
- 大口事業所が撤退・廃止など契約水量が大幅に減少した場合は、経営に大きな影響を及ぼすことになる。
- 契約水量の減少に伴い、施設や設備の規模が過大となり、維持管理の負担が一層重くなることとなる。

②老朽化施設・設備、管路の更新、耐震化事業に伴う減価償却費の増加、撤去に伴う固定資産除却費の増加

- 本事業は、事業開始から 52 年目を迎える、施設・設備の経年化・老朽化の程度を判断する「有形固定資産減価償却率」(69 頁参照) が 73.5% になり、施設・設備の経年化・老朽化が進んでいる。
- 今後、施設・設備、管路の更新や耐震化事業を進めていくと、各年度の建設改良費が大きく増加するとともに、減価償却費は段階的に増加し、経営に影響を及ぼす見込みである。当面の増加要因としては、柿木浄水場の排水処理施設更新工事や浄水施設の耐震化工事、管路更新などが挙げられる。また、武藏水路（水利権）の減価償却を平成 28 年度から開始している。
- 施設の撤去、ダウンサイジングについては、資産減耗費（固定資産除却費、固定資産撤去費）で対応しており、今後は大規模な施設の撤去により、収支が悪化する見込みである。
当面の施設撤去の予定としては、大久保浄水場排水処理施設、沈でん池（ダウンサイジング）、柿木浄水場排水処理施設、使用しなくなった管路などである。

③契約水量と実使用水量のかい離

- 工業用水道事業は、受水事業所との契約で決定した水量に基づく責任水量制により、料金計算を行っているが、節水技術の向上や生産能力の向上により契約水量と実使用水量とは、かい離が広がっており、平成 27 年度の給水率（実際に使用した水量／契約水量）は、56.2%（平成 26 年度：55.5%）である。
- このため、一部の受水事業所では、契約水量の変更等の料金制度の見直しを希望している。
- 国の産業構造審議会から「契約水量の見直しを含む実給水量に応じた料金制度への移行について可能な限り検討すること。」との答申が出されている（平成 24 年 6 月）

上記の経営課題に対応するため、毎年度、今後 10 年間の収支見通しを作成し経営に及ぼす要因を中長期的に把握している。

主な経営課題に対する今後の主な対応は次のとおりである。

（3）今後の対応

- ① -1 利益積立金の確保
- ① -2 内部留保資金の効率的な運用
- ① -3 コスト縮減の徹底
- ① -4 販路拡大策の実施
- ② -1 老朽施設・設備の計画的な更新等
- ② -2 アセットマネジメントによる資産管理手法の導入
- ③ 新たな料金制度の見直し検討

①-1 利益積立金の確保

- 給水収益は、今後の契約水量の動向次第では大幅に減少し、単年度損失（赤字）に転落する可能性も見込まれる。これまでの決算では、利益積立金の確保（平成27年度末現在：6.0億円）に努めてきたところであるが、今後もこうした将来の備えを確保していく必要がある。

①-2 内部留保資金の効率的な運用

- 当面使用する予定のない内部留保資金は、投資など安全性に配慮しつつ、運用による収益の確保をはかり、給水収益の減少を補てんしていく。

①-3 コスト縮減の徹底

- 維持管理費は、柿木浄水場の管理運営包括委託を引き続き実施していくほか、次の視点を踏まえてコスト縮減を図っていく。
 - 修繕費→施設・設備の状況等を踏まえた修繕時期の見直し等
 - 委託料→発注方法や点検実施の周期の見直し等
 - 動力費→ポンプのインバータ化による電力使用量の削減、送水圧力の低減化等
 - 薬品費→水質状況に見合った薬品注入率管理の徹底等
- 施設・設備の更新コストは、稼働開始時の減価償却費に影響を及ぼすため、施設・設備の実態や今後の契約水量等の動向を十分に踏まえた上で、発注方法の工夫、技術革新による仕様の見直しによるコストダウンや長寿命化、汎用品採用などにより縮減につなげていく。

①-4 岐路拡大策の実施

- 契約水量や給水収益は、今後も減少が続くと見込まれるため、営業活動を強化していく。これまでも、管路付近の工場等への営業活動、チラシ作成及び配架依頼などを行ってきたが、今後は効果的な営業ツールを開発、活用し、工業用水の利活用について提案を行うなど、新たな顧客獲得に向けた営業活動を積極的に進めていく。

②-1 老朽施設・設備の計画的な更新

- 老朽施設・設備の更新は、相当多額のコストが見込まれ、それらの撤去時には固定資産除却費が増加する。また更新した施設の稼働開始後は減価償却費が大幅に増加し経営に影響を及ぼすため、優先度を見極め、今後の水需要を踏まえた計画的な施設・設備の更新を実施するとともに、各年度の費用をできる限り平準化する必要がある。
- 配水管路（管路延長：191km）については、今後、更新（耐震化対策含む）を実施していく予定であるが、その期間が長期間に及びコストも多額になることが見込まれる。このため、収支見通しに基づき経営に及ぼす影響を見極めながら、今後実施時期や費用を調整するなど、計画的に進めていく必要がある。



②-2 アセットマネジメントによる資産管理手法の導入

- 施設・設備の老朽化が進行し多額の更新財源が必要となる中で、本事業の経営を健全に維持していくためには、長期的視点に立ち施設のライフサイクル全体にわたる効率的かつ効果的なアセットマネジメント（資産管理）を行い、適切に管理していく必要がある。これにより、中長期の効率的な修繕・更新需要の把握や収支見通しに基づく計画的な修繕・更新につなげていくことができる。

③ 新たな料金制度の見直し検討

- 平成 29 年 4 月から、現行の料金制度を改正することなく、少しでも契約水量と実使用水量のかい離を解消するため、減量を希望する事業者については 9% を上限に契約水量の見直し（減量）を図ることとしている。
- 工業用水道事業の安定した経営を維持したうえで、受水事業所の節水努力が反映される料金制度について、今後も受水事業所の意見を聞きながら検討をしていく。